

第6章 ケーススタディ

5 いじめによる自殺未遂事案について（インシデント・プロセス法で考える）

1 概要

3学期の始業式の朝、生徒Aの母親から「朝、起きてこないで、Aの部屋に行くと、Aが薬を大量に飲んだようで意識がない。5分前に救急車で運ばれた。机の上のノートに、生徒Bたちからいじめを受けていた内容が書かれていた。」と電話連絡が入った。

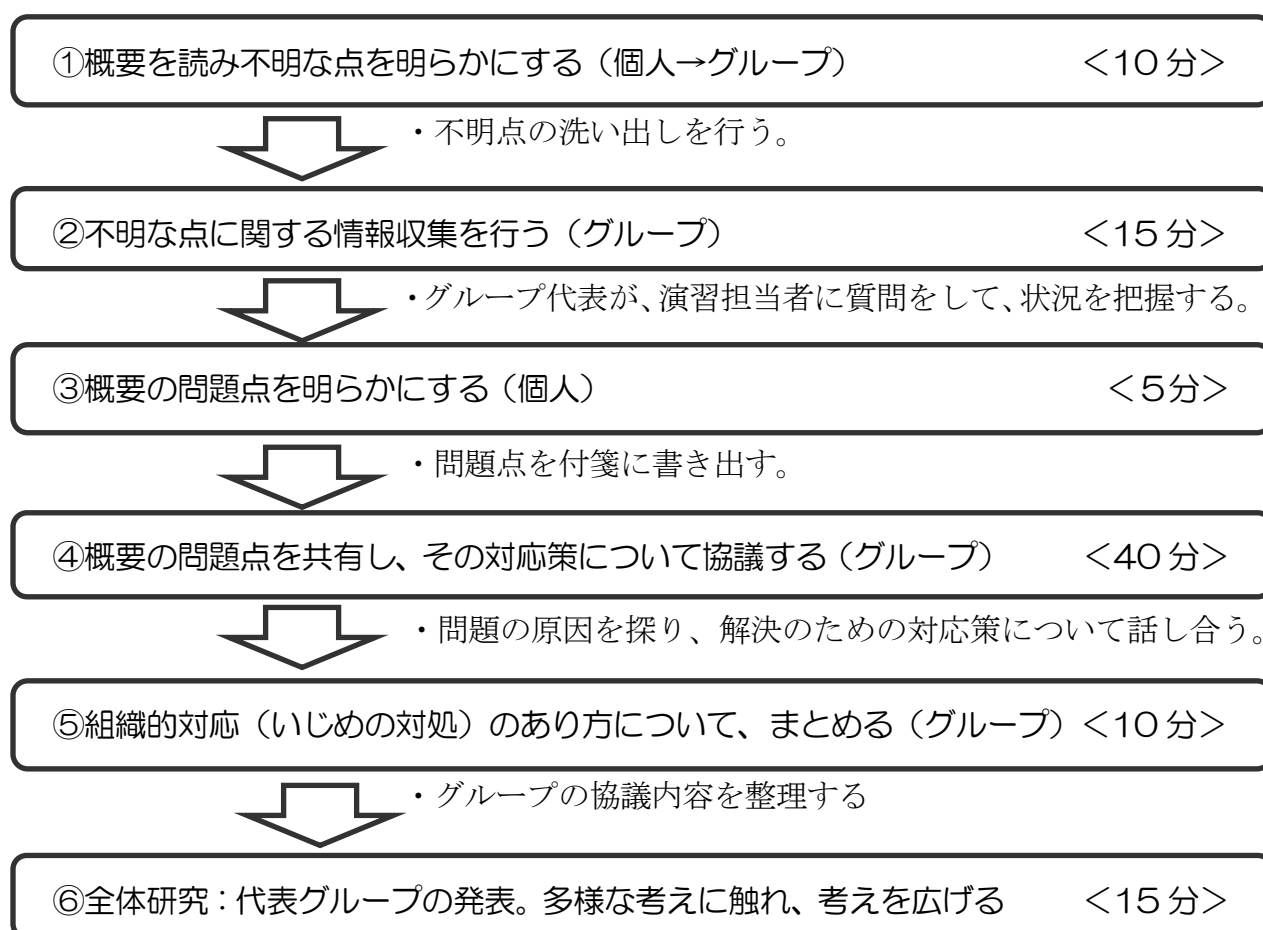
Aは、病院から処方されていた薬をアルコールとともに大量に服薬し自殺を試みたが、一命はとりとめた。

学校は、3日後、全校生徒360人を対象に緊急いじめアンケートを実施した。13人がAへのいじめを直接見聞きし、30人以上がAへのいじめに関して記述した。

また、9月上旬にAが所属する部活動でトラブルがあり指導した記録が残っていた。

2 グループワーク

(1) 活動の流れ



(2) 事前準備

①資料、付箋紙等

②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

* 「インシデント・プロセス法の進め方」は、下記の新潟県立教育センターのHPを参照
https://www.nipec.nein.ed.jp/sc/seito_soudan/ipsyousai.pdf

(3) 活動の流れ②における、不明な点に対する回答

【生徒Aについて】

- ・高校1年生（当時16歳）女子
- ・家族構成は、両親と妹（小5）、祖母の5人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Aは一番小さな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級でサブリーダー的存在であった。
- ・ソフトボール部に所属。運動神経は普通である。
- ・学力は中の上で、得意科目は国語と美術である。
- ・おとなしい性格で、1人で小説を読むことも多いが、周囲の友人からは話せば面白い印象をもたれていた。

【加害生徒Bについて】

- ・BはAと同じソフトボール部に所属し、学級も同じである。
- ・両親と姉（高3）の4人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Bは一番大きな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級のリーダーになることはないが、ムードメーカー的存在である。
- ・自己中心的な性格である。
- ・高校に入学すると、Bは、周囲に遠慮することなく大声でしゃべり、誰彼構わず悪口を言う女子グループを主導していた。所属するソフトボール部でも、加害生徒ら重複するメンバーとグループを形成し、学級と部活動で影響力をもっていた。
- ・Bは、人の悪口を言って話題の中心になろうとするタイプであり、その都度、学級担任が注意すると、ごまかすような言い訳をする。
- ・Bは、自分たちのグループに対して積極的に関わろうとしないAの態度に嫌悪感を抱いていた。

【他の加害生徒について】

- ・Aのノートには、Bの他に7名の女子生徒の名前が書かれていた。そのうち、Aと同じ学級でソフトボール部に所属していた生徒が3名いた。
- ・その3名は、Bに同調して行動する生徒たちで、A以外の生徒のことも悪口を言ったり、からかったりしていた。軽いノリで、周囲の生徒たちをいじっては笑いを誘っていた。
- ・ノートに名前が記載されていた7名は、Bや同じグループの仲間と一緒にないときには、Aに対しては普通に接していた。

【Aと同じ学級の生徒・緊急アンケートの結果について】

- ・Aに関する緊急いじめアンケートに38人の学級の生徒のうち、Aが深刻ないじめにあっていたことに気づいていたのは4名だけであった。多くの生徒は、AがBたちに「いじられていた」生徒の一人という認識だった。しかし、半数近くの生徒が、白紙（無記入）であった。
- ・生徒の記述内容は以下のとおり。（学校は把握していなかった内容）
 - 「Aは“キモイ”や“ウザイ”などの悪口を言われていた」
 - 「部活動の時に、わざと捕れないボールを投げている」
 - 「授業中に、Aの悪口を書いた手紙を回していた」
 - 「筆箱を隠されていた」等
- ・多くの生徒が、体育祭や合唱コンクールなどの学校行事に団結することができて「よい学級」だと思っていた。

【学級担任について】

- ・20代後半の男性教諭。2校目の勤務で、穏やかな性格である。また、学級だよりを定期的に発行するなど誠実に職務をこなしていた。
- ・50代の学年主任（女性教諭）が学級の副任としてサポートしていた。

【部活動の顧問について】

- ・30代の男性教諭。県高体連の強化部長も務めるソフトボールの経験者。副顧問（40代女性教諭）もいるが、実質独りで部活動を運営している。
- ・全国大会出場を目指し、厳しく指導をしている。

【Aのノートの記述内容】

- ・「Bから、いじめられている。Bの他に、CやD、E、F、G、H、I」
「何をやっても無駄。もう、どうにもならないよ」
「学校に行くのがイヤ。部活動、サイアク」
「ダレカ、タスケテよう」
「“汚れるから、新校舎に入るな”と言われた」
（3学期の始業式の日が、新築した校舎をはじめて使う日であった）

【いじめの始まりと、1学期のAの状況について】

- ・5月下旬、BのグループによるAへの悪口が始まった。Aは表情を変えることなく、聞いていない、気にしていない雰囲気を漂わせた。
- ・7月上旬、「私、何か言われてる？」と同級生に尋ね、普段は感情をあらわにしないAが、Bのグループからの悪口への不満を、同じ学級の生徒に漏らした。
- ・1学期の欠席はなし。

【9月上旬の人間関係トラブルと学校の対応について】

- ・夏休み明け、Aから部活動での嫌がらせに困っていると相談を受けた学級担任は、部活動の顧問に、そのことを伝えた。
- ・9月上旬、主顧問は、1年生だけの部活動のミーティングで、部員に対して「陰口を言ったり、無視したりしない。何かあれば、みんなの前で堂々と言うこと。」を指導した。またAも「仲間外れにしないでください」と泣きながら1年生部員に訴えた。
- ・Bら加害生徒の悪口や行動を非難する声が上がったことから、放課後の指導会で加害生徒はAに謝罪した。
- ・部活動のミーティングをきっかけに、加害生徒BらはAに対しての逆恨みの感情を抱き、陰口や無視はエスカレートした。逆にいじめが激しくなる。
- ・2学期のはじめ、Aは誰も名乗りを上げないクラスの役職に立候補するなど、積極的な様子を見せていた。

【いじめの経過と、2学期のAの状況について】

- ・9月上旬の部活動のミーティング以降、陰口や無視がエスカレートしていく。
- ・部活動では、ペアを組む練習でいつも1人余る存在にされ、相手を探し回る姿を嘲笑されたり、捕れないボールをわざと投げられたりした。
- ・11月になると、悪口は言葉や黒板への書き込みを含め日常化した。加害生徒Bらは、他の生徒に対して無視や、仲間外れにするよう働き掛けた。
- ・Aは授業中までノートに絵や小説を書くことに没頭するようになり、教師にも、その行為を注意されるようになった。
- ・11月頃から友人としゃべらなくなり、周囲からも見て分かるくらいの孤立感が表れるよう

になった。

- ・12月から、Aは精神科に通院を始めた。悪口は、冬休み前最後の部活の練習まで続いた。
- ・2学期の欠席日数は3日、体調不良を理由にしたものだった。

【Aや保護者の学校へのSOSと、学校の対応について】

- ・1学期早々、Bら加害生徒の悪口は学級内で問題化していた。5月中旬頃、Aは他の女子生徒と一緒に学級担任に相談。担任は承知していたものの中学校からの引き継ぎでも把握していたことから「またBか・・・」と思い、事態を過小評価していた。
- ・母親は2回、学級担任に相談していた。
- ・1回目は、7月の個別懇談で、「部活動で仲間外れになっているようで心配だ」と伝えた。担任は、顧問にそのことを伝えたところ、顧問は、夏休みはじめに「仲良く協力して練習に励むように」とくぎを刺しただけ。担任も、顧問も、直接Aから話は聞いていない。
- ・2回目は、10月上旬、体調不良のため2日連続で欠席をした際に、「何か、学校であったのではないのでしょうか。部活動で何か問題があったのではないのでしょうか。表情も暗く、部屋から出てきません」と電話で伝えた。担任は、学年主任に母親からの連絡を伝えた。翌日、登校してきたAに「大丈夫か」と学級担任が声をかけると、はにかみながらAが「大丈夫です」と答えたことから、何も対応していない。
- ・10月中旬、学校は「こころの点検票」という定期アンケートを実施した。Aは、友人関係について、不安のレベルを5段階の「3」から「4」に上げて回答した。担任は、「4と出ているけど、何かあるの？」と尋ねた。Aは笑いながら「いや、大丈夫ですよ、先生」と答えたため、それ以上、具体的な対応を取らなかった。

3 解説

○本事案を通して、深刻ないじめに発展しないようにするための学校の組織的対応や、いじめへの対処（被害生徒の支援、加害生徒の指導）について考える。

- ・生徒誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、日常からきめ細かな観察や、些細な変化であっても見落とさずに確認することが重要である。

法的根拠

- ・児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

- ・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

4 振り返り

本研修を通して、いじめの対処のポイントをまとめる。

5 発表と記録の保存